

建築基準法等に係る申請に対する処分の審査基準・標準処理期間の一部改正について

1. 目的

建築基準法、同法施行令及び同法施行規則の改正に伴い、申請に対する処分の審査基準・標準処理期間の見直しを図り、一部改正するものです。

2. 改正の内容

建築基準法、同法施行令及び同法施行規則の改正に伴い、新たに、接道に関する適用除外の認定や、仮設建築物の1年を超える建築許可、用途変更による全体計画認定等について、施行に必要な事項を定めるため、別添の個票のとおり、審査基準・標準処理期間の一部改正を行うものです。

3. 施行日

平成30年12月1日（予定）